

地域統合

—東アジア共同体構想—

堀内 博

日本大学大学院総合社会情報研究科

Regional Integration

—East Asian Community Vision—

HORIUCHI Hiroshi

Nihon University, Graduate School of Social Culture Studies

In an effort to pursue the ambitious aim of laying the foundation for turning the 21st century into the Asian century, the inaugural East Asia Summit, which brought 16 regional leaders for the first time, was held at Kuala Lumpur, Malaysia on December 14th 2005. However, as originally conceived by Malaysia and pushed by China, the new summit group was to include only the 10 ASEAN nations along with Japan, China, South Korea despite of the fact that Japan energetically pursued to include all 16 nations. That would have made it a vessel for Chinese diplomatic leadership in a forum distinct from other groups, such as the ASEAN Regional Forum or the Asian Pacific Economic Cooperation Forum, that also include the United States of America.

What do we need now to dispel fears the next summit will be another talking session?

1. はじめに

近年、東アジアを舞台に政治・安全保障、経済と貿易の新たな秩序を求めて、首脳・閣僚会議が活発化している。去る 2005 年 11 月 18 日から 2 日間、アジア太平洋経済協力会議（APEC）が、主催国の 盧武鉉韓国大統領をはじめ小泉純一郎首相、胡錦濤中国国家主席、ブッシュ米大統領、プーチンロシア大統領や加盟国の経済閣僚出席のもとに開催された。2004 年 11 月にラオスのビエンチャンで開かれた ASEAN+3（日・中・韓）の首脳会議の合意に基き、2005 年 12 月 12 日から東南アジア諸国連合（ASEAN）首脳会議が、同月 14 日には ASEAN+日本・中国・

韓国に加えて、インド・オーストラリア・ニュージーランド 16 カ国首脳が開催国マレーシアで一堂に会した。時を同じくして、12 月 13 日から 18 日まで、貿易の自由化拡大を目指す多角的通商交渉（ドーハ・ラウンド）を主題に、第 6 回世界貿易機関（WTO）閣僚会議が香港で開催された。これら一連の首脳・閣僚会議では、政治、安全保障、テロ対策、経済、自由貿易、農業問題など幅広い分野にわたる地域連携と協力のあり方について緊迫する議題が討議されたが、どれ一つをとっても安易に解決できる問題は少ない。なかでも、もっとも注目を集めた議題は「東アジア共同体」構想であろう。

今回、東アジア地域や世界の平和と安全、繁栄に貢献するという「東アジア共同体」の形成に向けた共同宣言が調印されたことは、その実現に向けた原動力となることは間違いない。このように政治・安全保障や通商問題の側面でハードやソフトパワーバランスに歴史的な地殻変動が起きつつある今、東アジアにおける市場統合の展望を探究することは有意義な作業と考えている。

しかし、気になるのは「東アジア共同体」の具体的なあり方だが、今回のサミット会議では中国の主張、すなわち、ASEAN10+日・中・韓の13カ国が正式なメンバーとされ、日本が押した、13カ国+インド、オーストラリア、ニュージーランドを含めた16カ国の提案は実現を見なかった。このような観点から、日本にとり「東アジア共同体」の地政学的範囲をどのように解釈するか、そしていかに政治的枠組みを編成するか、日本の進むべきロードマップについて、北米自由貿易協定（NAFTA）、米州自由貿易圏（FTAA）、欧州連合（EU）などの地域統合の例などをあげながら、思考を巡らせたい。

なお、本稿では東アジアの地理的範囲を次の諸国を含めた地域を考察対象とする。つまり、ASEAN10（東南アジア諸国連合10ヶ国）、日本、中国、韓国、北朝鮮、香港、台湾などの国々と地域である。

2. 地域経済統合

（1）北米自由貿易協定と米州自由貿易圏

米国とカナダ間で1989年1月からすでに発効済みの米加自由貿易協定（UCFTA）を拡大させ、新たにメキシコが加わり、米・加・墨間で市場統合を目指した北米自由貿易協定（NAFTA）が発効されたのは1994年1月であった。カナダは当初、NAFTA構想は実利が少ないと読んだが、途上国のメキシコにとり有利に展開するとみるや、既得権益の保護を念頭に NAFTA に加盟した。米国内やメキシコ内で賛否両論のなか、3カ国間協定が成立して発効からすでに10年余の年月を経た。1992年当時の3カ国のGDPは6兆8千億米ドル、人口は約3億7千万人であったが、2005年5月現在、域内GDPは、約11兆9千億米ドル、人口は4億3千万人に及び、EUを凌ぐ大規模経済圏に成長した。同協定は、域内関税の

10~15年以内の撤廃、金融や投資の自由化、知的所有権の保護などを含んだ域内自由貿易の拡大を目指している。米国は、NAFTA発効以前の1990年6月、ブッシュ元米大統領が「中南米支援構想」（Enterprise for the Americas Initiative: EAI）をすでに提唱していた。そもそも米国が描いた青写真は、NAFTAを足掛かりに、中南米を裏庭と呼ぶモンロー主義のもとに民主国家間で行う自由貿易を主体とする構想であった。それはキューバを除いた米州34カ国から構成され、網羅する地域は北端のアラスカから南米最南端のチエラデルフエゴ島まで南米大陸を包括した「米州自由貿易圏」（Free Trade Area of the Americas: FTAA）の創設に向けたものである。その理念は、米国を中心にした貿易の拡大、外国投資の促進などの貿易自由化とともに、公的債務の削減などを主軸にした中南米諸国に対する経済支援政策であると発表された。FTAAの実現は、GDP合計12兆米ドル、人口8億人という、世界最大の自由貿易圏が誕生することになる。NAFTAが発効された同じ1994年の12月、米州地域34カ国の首脳が会して第1回会議が開催され、南北米州全域を含む自由貿易地域を創設する構想がはじめて提唱された。同首脳会議では、域内の貿易や投資の障壁を排除し、米州全体を単一の地域経済統合体として発足させることで合意がなされ、2001年4月に開催の第3回首脳会議では、米国はFTAAの早期実現を目指して、域内交渉期限を2003年へ繰り上げを提案したが、参加国からの賛同を得られず、当初予定の2005年12月までに同協定を発効させることで合意に達した。

FTAA首脳会議や実務者会議の回数が度重なるにつれ、FTAA創設に主導的役割を演じる米国が主張するFTAAの協定が貿易の場を超え、民主化、人権や貧困、労働、環境問題¹⁾にも及ぶことから、南米南部共同市場(MERCOSUR)のリーダーを自認す

1) J. バグワティは、米国は他国の環境・労働基準が自国のそれと比べて低い場合、その外国の企業が不当に競争力を保持しているとして、相手国に対してその基準の更正を求めている。しかし、国によって基準が違うことは理論的には十分ありえることであり、また、現に、多国籍企業が環境や労働基準が低い国を好んで立地しているという事実はあまりみられないとし、これら基準や制度の違いをもって不公正とみなし相手国政府を脅かしながらその更正を求めることはきわめて問題が多い点を指摘している。J. バグワティ『自由貿易への道』ダイヤモンド社2004年pp.50-66

るブラジルや他の中南米諸国から、FTAA に対する取り組みや認識に著しい乖離が生じたと批判が浮上し、双方間の交渉をこじらせる材料を提供する結果となった。米国は当初、非民主国家は FTAA への参加資格なしとの姿勢を主張したが、人権尊重や憲法重視が重要な参加要件であり、民主体制を崩壊する国の参加は認めない、という表現の変更に留まる折衷案で反対意見の同意を得た。この FTAA 構想の背景には、欧州連合の動きやアジアで自由貿易協定づくりが活発化していることに対する米国の危機感が現れている。2001 年 3 月、米議会に提出された『通商年次報告書』によると、「仮に他国が自由貿易協定を進め米国が進められないとすれば、その責めを負うのは米国である。米国はこのゲームに復帰して世界をリードしなければならない」と米国の姿勢を強調している。事実、世界には約 130 もの自由貿易協定が 2001 年当時 WTO に通報されていたが、米国は NAFTA 及び対イスラエルとの協定 2 件のみという焦燥感に駆られていた。他方、米国と対極にある中南米諸国は、FTAA の実現は米国やカナダから多国籍企業群の誘致による雇用の創出と、市場経済への刺激剤とする効果に大きな期待を寄せていた。もう一つ米国が抱いた FTAA 推進の動機は、北米発の市場統合を南下させ、特に、広大なブラジル市場の獲得や、そこを足掛りに他の市場へのアクセスを得るという野心的な試みである。しかし、それは同時に自国の農業分野の市場開放を意味することから、大統領に貿易一括交渉権を与える「大統領貿易促進権限」(Trade Promotion Authority: TPA)²⁾、旧称ファスト・トラック権限を米議会で通過させ、紛糾すると予見されるセンシティブな農業分野を交渉事項から事前に除外(保護する)する手続で固め、自国の利益を守りながら南米市場を手に入れる意図であった。これは後にカンクンで 2003 年に開催された第 5 回 WTO 閣僚会議で、先鋭化したブラジルが発展途

上国 20 カ国の集まりである G20 の先陣をきり、先進国、特に米国に対する農業保護政策を糾弾する口実を与えた結果となり、同 WTO 会議のドーハ・ラウンドが決裂した主要因になったという経緯がある。ブラジルは南米南部共同市場のリーダー的存在であることはすでに述べたが、米国主導の FTAA 構想に対するブラジルの批判は、南米諸国からも連帯感を呼んだ。ブラジルは、米国では合法化されている農業生産者に分配する補助金の撤廃を求めた。米国が拒否をすれば、米国発案が求める政府調達やサービス市場の開放、知的所有権の運用ルールなどを同様に拒否するという手段で対抗策とした。ブラジルは農業補助金問題を FTAA の場で、米国は WTO の場で解決を目指すことで双方が異なる主張を繰り返し、対立の構図は決定的となった。しかし、その後明らかな変化は、FTAA の議長役を米国とブラジルの二国で行う共同管理制として米国が譲歩したことである。2003 年 11 月にマイアミで開催された第 8 回 FTAA 貿易大臣会議では、上述のカンクンで起きた対立を再現させないとの配慮から、全締結国に共通して適用される各分野の最低限の義務を定め、それ以上の内容は加盟国間で自発的かつ個別に交渉できるという折衷案で米国がブラジルに譲歩した形で決着を図った。この変化は当初米国が意図した野心的な構想から後退した形となったが、複雑な利害の対立は消えず、交渉は難航している。また、関係国の参加意欲も急速に減退し、米国の主導的立場は守勢的に転じ、ブラジル対米国の対立構図がより鮮明になってきた。この大幅に後退した FTAA 構想は、FTAA Light (軽量化された FTAA)と呼ばれているが、米国が当初提案した 2003 年内の発効が 2005 年内に延期され、2005 年も終わろうとする現在でも顕著な進展がないことから、経済格差が著しい多国が加盟する地域経済統合は多くの困難が介在することを如実に物語っている。FTAA 加盟国候補に経済開発が遅れたニカラグアや小規模国家のトリニダードトバゴなどが含まれているが、経済大国の米国やブラジルなどと対等に肩を並べて自由貿易地域の形成が可能なのだろうか、FTAA Light をさらに軽量化させる動きもある。経済格差や宗教・言語の違い、民主主義と共産主義など、東アジア共同体を目指す

2) 大統領貿易促進権限 (Trade Promotion Authority: TPA)。「従来、ファスト・トラック権限と呼ばれていたものであり、期間を限定し、行政府に対し事前通告や交渉内容の限定などの条件を付す一方で、議会側は、かかる条件を満たす限り、行政府の結んだ外国政府との通商合意の個々の内容の修正を求めずに、迅速な審議によって通商合意を一括して承認するか不承認とするのみを決することすることを法律で定めるもの。」外務省ホームページの資料に依拠する。
www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/keizai/eco_tushou/tpa.html

ASEAN10+日・中・韓諸国の間にも複雑な問題が山積している。だからこそ、行く手に立ちちはだかる困難を解決しながら、東アジア統合から得る果実を目指すことに意義があると考える加盟国の意思が、今のところは統合に向けた牽引力となっている。

（２）欧州連合

上に述べた NAFTA から FTAA 構想への拡大は当初の計画から大幅に後退し、米国とブラジルが主導権をめぐり現在も論争が続いている。片や「欧州連合」(Europe Union: EU) は、今や「欧州合衆国」(The United States of Europe)を目指す勢いで拡大・成長を遂げている。世界の経済はかつて欧州を中心に動いたといっても過言ではない。2004 年 5 月 1 日、EU は 10 カ国³⁾の新加盟を迎え、地理的な広がり、人口の増加、経済成長の面で歴史的な拡大を遂げた。主権国家が相互に結んだ共同体でありもっとも規模の大きい市場統合として、欧州連合 (EU) は段階的に形成されてきたが、その歴史過程を振り返ると、日本人の母を持つオーストリア・ハンガリー帝国のクーデンホフ・カレルギー伯爵が第一次大戦後、ヨーロッパが再び戦火を交えることがないようにとの願いからその母体を発足させた。第二次世界大戦が終わった翌年の 1946 年 9 月、イギリスのウィンストン・チャーチル首相は、二度の世界大戦の舞台となった欧州の悲劇を繰り返さないようにとの誓いを新たに、「統合欧州英国委員会」を発足させ、自らが委員長に就任した。他方、第二次世界大戦後の米国の軍事力・経済力の台頭が欧州各国に危機感をつのらせ、その帰結が欧州統合の出発点となったことも、注目すべき側面である。

1950 年 5 月にフランスのロベール・シューマン外相が、石炭及び鉄鋼の共同管理を目的とした「欧州石炭鉄鋼共同体」(European Coal and Steel Community: ECSC) の創設を提唱した。翌年の 1951 年 4 月には、ECSC 設立条約がパリ条約として調印され、2 年後の 1952 年、ECSC が結成されたが、加盟国は仏、独、伊、オランダ、ベルギー、ルクセン

ブルグの 6 カ国であった。その成果をさらに経済全般に深化させるため、1958 年には「欧州経済共同体」

(European Economic Community: EEC)、そして 92 年に EC に再編成され、同時に、原子力を管理する「欧州原子力共同体」(European Atomic Energy Community: EAEC) がそれぞれ結成された。EEC および EAEC の創設の基礎となったローマ条約は 1957 年 3 月にフランス、ドイツ、イタリア、ベルギー、オランダとルクセンブルグによって調印された。EEC は、加盟国間の関税や数量制限の撤廃、共通関税の設定、共通農業政策の実施などを通じて、加盟国間の経済的な市場促進を担う役割を担った。その一方、EEC に対抗してその枠外に置かれた、英、オーストリア、デンマーク、ノルウェー、ポルトガル、スウェーデン、スイスの 7 カ国は、1960 年 5 月に「欧州自由貿易連合」(Europe Free Trade Agreement: EFTA) を結成したが、73 年に英国とデンマークが EC に加盟するや、残りの EFTA 諸国は、EC と自由貿易協定を締結し、工業製品についての自由貿易地域を目指し、1984 年にその達成をみた。EC と EFTA は、EC の市場統合の動きに誘発されるように、さらなる目標として技術的障壁の除去など、従来の自由貿易協定を超えた協力を目指して、「欧州経済領域」(European Economic Area: EEA) の創設に向けて交渉が開始された。漁業や運輸の分野で難航したが、1992 年 5 月に調印された。しかし、スイスが国民投票の結果、EEA 協定の承認を拒否したことから、EEA 協定の発効は当初予定の 93 年 1 月から 1 年遅れの 94 年に、EU12 カ国と EFTA5 カ国の計 17 国間で発効の運びとなった。

上に示す三つの共同体、つまり ECSC、EEC、EAEC は、1967 年の単一組織設立条約により管理部門が統合され、「欧州共同体」(European Communities: EC) と総称され、加盟国間での共同市場の形成や経済統合を目指した地域的国際組織として拡大を遂げた。1986 年の単一欧州議定書では、欧州理事会の制度化、欧州議会の権限強化などが図られ、国家主権が部分的に制限されることとなった。1992 年には、欧州連合条約、すなわちマーストリヒト条約により、EC の基礎の上に「欧州連合」(European Union: EU) が創設され、経済通貨統合の実現、共通外交・安全

³⁾ 2004 年 5 月 1 日、以下の中東欧諸国の EU 加盟が実現した。ポーランド、チェコ、スロバキヤ、スロベニア、ハンガリー、エストニア、ラトビア、リトアニア、キプロス、マルタ。

保障政策の実施、司法及び内務の分野での協力などが新たな目的として加えられた。なお、通貨統合は、1999 年 1 月にユーロが正式に発足したことにより実現している。

このように多難を乗り越え、2004 年 5 月にはさらなる拡大を遂げ、加盟国数 25 カ国からなる欧州連合 (EU) が誕生した。EU15 ヶ国から 25 カ国へ拡大された EU からは多くの利点が期待されるが、第 1 に、市場の巨大化による規模の経済と共に人口が 3 億 8300 万人から 2004 年ベースで 4 億 5700 万人へと 7400 万人⁴⁾が増加し、それに伴う労働人口の増加が上げられる。新規加盟の中東欧諸国の賃金・所得水準は低い、既存 EU 諸国と比較しても知識水準や技術水準の格差は小さく、良質な労働力の潤沢な供給が期待できる。第 2 に、面積が 319.1 万平方キロメートルから 392.9 万平方キロメートル⁵⁾に増加し、それに賦与される農地や地下資源などの保有量も増加したことである。第 3 に、かつて EU の域内と域外とを隔てていた国境線での通関手続きが廃止され、モノ・ヒト・カネなどの移動が容易になり、効率化による生産性の増加、ひいては経済成長率向上につながる期待感である。第 4 は、将来への期待感から、EU 域内はもとより域外からも EU の新規加盟国への投資が増加していることである。以上のような経済面でのメリットが成長への期待に転じ、EU 全体の社会的・政治的安定を増幅することはいうまでもない。同時に、社会システムにおける経済的自由の享受が政治的自由と相俟って、個人の宗教的自由や思想・信条・行動の自由を保障するものである。

その反面、拡大 EU25 カ国そしてその後も拡大する EU がメリットのみをもたらす保証はない。懸念されるデメリットの第 1 は、EU 主要国のドイツやフランスを含めた他の諸国が抱える財政赤字問題である。EU 加盟の必須条件のひとつとして GDP の 3%以内に赤字を抑えることが求められている。このハードル達成が難しい場合、EU 全体の規律維持に困難を来すことになる。とはいえ、当該国にとって EU が求める基準の遵守が優先か、基準値未達

成でも国内の不況対策に注力するか、悩みの種であることには違いない。第 2 は、雇用問題とそれに密接な関係のある低所得層、特に移民者から発生する社会的不満の問題である。市場統合の結果、後進地域から先進地域への労働者の流入が起きる。先進地域の労働力不足が明らかな時は、それを補填するプラスの効果の側面となる。他方、社会状況が低い雇用率を余儀なくする場合、職を求めて社会的不安が発生する要因となる。2005 年秋に起きたフランス各地の暴動は年を越した 2006 年に入っても止まず、低所得層の移民者が異端者扱いされる人種の偏見も相俟って、社会的不安の要因となっている。西ドイツでも 1970 年代から 80 年代に度々同様の経験を経ているが、有効な手段が見つからず、古くて新しい社会問題である。EU は今後もさらに拡大基調を維持する見通しであることから、メリットを延ばし、デメリットに対する有効な対策を講じる必要性が指摘されている。こうした EU は、経済的な統合を中心に発展してきた EC を基礎に、マーストリヒト条約に沿い、経済通貨統合を進めると共に、共通外交安全保障政策、司法・内務協力など幅広い協力を目指す政治・経済統合体として世界に認識されている。

第二次世界大戦直後の石炭・鉄鋼の共同管理にはじまり、関税同盟・原子力共同体、共通農業政策、共通対外通商政策、単一市場など段階を経て統合を進めてきたが、財・サービス・人の移動を自由化した後に、その便益を完全に享受するには通貨が共通になることが必要だとする考え方から、経済・通貨同盟は「市場統合は論理的な帰結」だといわれる所以でもある。EU の発展過程には、政治や安全保障と同様に経済圏の生成が重要な位置付けとなっている。EU の方針は、世界最大の単一市場を実現させ、米国や日本の経済規模に対抗することであった。1958 年に 6 カ国で構成される域内輸出比率 30.1%は、2003 年時には 62.8%と飛躍的に増大し、新規加盟 10 ヶ国を含めると、67%と拡大している。このような拡大の要因として、他の市場を経由しなくても域内のみで主要な取引が行われるようになったことが上げられる。EU は 2004 年に新たな 10 ヶ国を迎えて 25 カ国体制に成長したが、加盟国間の一人当たりの経済格差はあっても NAFTA 加盟国ほどの経済規模

⁴⁾ 外務省 2005 年 1 月発行の資料「欧州連合について」の「EU に関する主要データ p.4」に依拠する。

⁵⁾ 前掲と同じデータによる。

に格差があるわけではない。

EU と東アジア共同体という構図の視点から、と
かく比較対象とされるのがドイツと日本である。日本は安全保障の観点から、米国が唯一の同盟国である。片やドイツは EU 創設で主要な役割を演じたのみか、フランスや他の欧州諸国と政治・経済面で同じ歩調をとり、米国とも「Arm's length relationship」（寄らず、離れずの関係）を維持している。日本は残念なことに、ドイツにとりフランスのように同じ価値観をもつパートナーを持っていない。加盟国の多くは地続きのヨーロッパ大陸に位置していることから、時折、欧州連合が一種の「同盟クラブ」的存在で語られる場合があるが、欧州委員会（European Commission: EC）は、加盟国に対して一律に EU 基準条件を課している。つまり、EU は、民主主義を保証する諸制度を備えた国家の集合体であり、法の支配、人権、少数民族の尊重と保護が保証されることを加盟の前提条件としている。

表 1 は、欧州委員会が求めるコペンハーゲン基準と「アキ・コミュニテール」（EU 基本条約に基づく権利と義務の総体）の達成状況を示したものであるが、2007 年加盟を目指すブルガリア、ルーマニア、クロアチア 3 カ国は政治基準をクリアしているが、経済面ではブルガリアのみが評価点に合格している。したがって、ブルガリアは他の候補国に先駆け、2004 年半ばにアキ・コミュニテール交渉を終了させ、2007 年の EU 加盟がより現実のものとなった。ブルガリアを追うルーマニアとクロアチアも 2007 年の加盟を目指しているが、未達成事項が残っている。トルコは加盟に向けて欧州委員会と制度の調和を図る上で協議中であるが、政治的及び経済的な観点から、2020 年より前の加盟は困難との見方が支配的である。

加盟国は、市場経済を重んじ、欧州統一市場の場で市場競争に耐えられる経済力を求められている。加えて、共通政策、経済通貨同盟など、加盟国として果たす義務は多岐にわたる。これらは、加盟時の必須条件である。

さらに、欧州委員会は、加盟候補国に次のような条件を求めている。

表 1 EU 加盟前提条件の達成状況

候補国	コペンハーゲン基準		アキ・コミュニテール	
	政治	経済	現状	終了日
B	○	○	31 項目終了	2004 年 6 月
R	○		24 項目終了	未定
C	○	×	未達	未定
T	×	○	未達	未定

注 1：コペンハーゲン政治基準は人権、法、少数民族を尊重する安定した民主主義の構築、経済基準は市場経済が働いているかの判断を欧州委員会が行い定期的に公表する仕組みになっている。

注 2：B はブルガリア、R はルーマニア、C はクロアチア、T はトルコを示す。

資料：欧州委員会

出所：ソプリンレポート JCR 格付け 2004 年 9 月号 p13

表 2 アキ・コミュニテール 31 項目

1 モノの自由移動	16 中小企業
2 ヒトの自由移動	17 科学・研究
3 サービスの自由移動	18 教育・訓練
4 資本の自由移動	19 通信
5 会社法	20 文化
6 競争法	21 地域政策
7 農業	22 環境
8 漁業	23 消費者・健康保護
9 輸送	24 司法・家庭裁判
10 税	25 関税
11 経済通貨同盟	26 対外関係
12 統計	27 共通外交・安全保障
13 社会政策	28 金融
14 エネルギー	29 財政
15 産業	30 機関
	31 その他

資料：欧州委員会

出所：前掲表 1 と同じ

一つ目は、1993 年発効の「マーストリヒト条約」の完全遵守であり、欧州における、自由主義、民主

主義、基本的人権を尊重する法治国家が加盟申請をできるとしている。二つ目は、マーストリヒト条約をさらに具体化させ、1993年にコペンハーゲン欧州理事会で採択された、「コペンハーゲン基準（コペンハーゲン・クライテリアとも呼ぶ）」の遵守である。

三つ目は、「アキ・コミュノテール」であるが、表2に示すように、加盟国候補は、政治、経済、財政制度など31項目の広範囲にわたり、EUのそれと調和させることが求められている。

上でEU統合のメリットやデメリットについて論じたが、EUの市場統合が順風満帆で推移しているわけではない。2005年の憲法の批准をめぐり各国が実施した国民投票の結果は大きな試練となった。スペインが2005年2月に実施した国民投票では、賛成77%という好結果となり、続くドイツも5月に議会で批准された。しかし、原加盟国であり、EU統合の主要な役割を演じてきたフランスが6月に実施した結果、反対55%、賛成45%となり、憲法の批准は、「ノン」と否決され、また、6月に実施したオランダも、反対62%、賛成38%と惨憺たる結果となった。憲法批准に対する反対票から予測される先行きに動揺が広がり、EUは2006年10月に予定していた憲法発効の延期を決めた。EU憲法の先送りは、EUが目指した改革が一時的にせよ後退した。このことは、破滅ではないにせよ、反統合のベクトルがどの程度続くのか、将来に不透明さが増していることは事実として受け止めなければならない。しかし、これまで営々と築いてきたEUを短期的な結果で論じることとは避けるとしても、今後の市場統合の推移を注意深く見守る必要があり、EU域内の自助努力とそれを取巻く国際政治・経済の変化が将来を占う鍵を握っているといえる。

（3）経済統合の理論

第二次大戦後、戦前の保護主義とブロック経済化の反省から、自由貿易体制の形成を目指し、GATT（関税と貿易に関する一般協定）による通商交渉が多角主義と無差別主義の原則を堅持しながら経済的厚生を最大化を主目的に行われてきた。しかし、1980年代以降、近隣諸国や特定国との間だけで自由な市場を形成する地域主義（リージョナリズム）の動き

が活発化している。1990年代になるとWTOのウルグアイ・ラウンドが難航し一時行き詰まりを見せるなど、グローバルな交渉と合意の形成に膨大な時間を費やすようになったことなどを背景に、WTOによる通商交渉を補完する形で自由貿易協定（Free Trade Agreement: FTA）の締結が急増し、1992年にASEAN自由貿易地域（ASEAN, Free Trade Area: ASEAN FTA）、1994年にNAFTA、1995年には南米南部共同市場（MERCOSUR）がそれぞれ発効され、地域統合化の動きが活発化された。また、21世紀に入り、FTAを補完する形で、経済連携協定⁶⁾発効の出現をみた。このような地域経済統合の特徴は、協定国の域内での貿易障害の削減あるいは排除、製品に関する原産地規則の特例適用、アンチ・ダンピング措置発動の禁止など、域内国と域外国との間に差別的貿易ルールの設定などである。つまり、自由貿易地域や関税同盟など通商に関わる関税や貿易障壁、サービスの貿易に関する規制や人、モノ、資本、情報などの移動制限の撤廃などを通じて自由化させ、関連国や地域の市場経済を統合し、規模の利益を拡大させる経済活動である。このため、複数の国家間の障害を取り払って経済活動の自由化あるいは一体化を促進させることであり、国境を越えた自由化は、国際的な調整と併せて国内的な調整を経て段階的に実現していくこととなる。

経済統合についてもっとも体系的に理論的研究を行ったB. バラッサは、後で述べるJ. ヴァイナーの理論は静態理論に過ぎないとして、経済統合の動態的理論を1961年に『経済統合の理論』として発表している。すなわち、経済統合によって規模の経済、競争促進効果が生まれて効果的な生産が可能になり、結果的には経済集積、技術の蓄積などにもプラス効果を生み出すとしている。経済結合の度合いによる『経済統合の理論』は、表3が示すように5つの段階に分類されている。なお、ASEAN+3で形成する東ア

⁶⁾ 経済連携協定（Economic Partnership Agreement: EPA）。『日本・シンガポール新時代経済連携協定は日本にとり初めての自由貿易協定（FTA）である。伝統的な自由貿易協定に含まれる貿易の自由化だけでなく、投資自由化、貿易・投資円滑化、様々な分野における二カ国間協力を含む包括的な協定であることから、経済連携協定（EPA）と呼ばれている。』浦田秀次郎・日本経済研究センター『日本のFTA戦略』日本経済新聞社 2002年p.75

ジア共同体は、いずれの段階にも現在は属せず、経済統合の前段階に位置づけるのが妥当であろう。また、APEC も同様である。

表3 バラッサ経済統合の理論

地域経済統合		例
1. 自由貿易地域 FreeTrade Area	関税と数量 制限を撤廃	ASEANAFTA J/S EPA J/M FTA NAFTA
2. 関税同盟 Customs Union	対域外関税 も共同決定	MERCOSUR EC
3. 共同市場 Common Market	資本・労働力 等生産要素 の移動の制 限も撤廃	
4. 経済同盟 Economy Alliance	経済政策も 調整	EU
5. 完全な経済統合	経済政策を 完全に統一 し超国家的 機関も設置	将来、EU が移行 する可能性がある

出所：B.バラッサ著 『経済統合の理論』ダイヤモンド社 1963 年
を基に筆者作成。

すなわち、第1段階では、構成国間の関税及び数量制限が撤廃される自由貿易地域の創設であり、加盟国のみで関税その他の貿易に関する障壁を撤廃する。ただし、加盟国以外の国に対しては共通関税を設けず、各国がそれぞれ自主性をもって対応する協定である。第2段階は、域内貿易制限を撤廃することと、加盟国の対域外関税が共同決定されるようになる「関税同盟」である。歴史学派経済学の創始者である F. リストは、自由貿易を主張する英国の古典派経済学の台頭と共に英国が産業革命を越し、世界市場においても制覇を遂げる勢いから、英国より遅れたドイツ経済を先進国から守るため、国家が国民経済を保護するとの観点から、保護貿易を主張した。

また、A. スミスの自由貿易論を是とせず、自由貿易主義は経済の発展段階が等しい国間では有効だが、英国の主張する自由貿易は英国の覇権主義と批判し、経済発展の初期段階における保護貿易を主張し、「ドイツ関税同盟」形成に主要な役割を演じた。なお、「自由貿易地域」と「関税同盟」はいわゆる「地域貿易協定」(Regional Trade Agreements; RTA) であるが、必ずしも地理的に隣接あるいは近接していることを求めている。第3段階は、貿易上の制限の撤廃にとどまらず、構成国間での資本・労働力等生産要素の移動の制限も撤廃される「共同市場」である。第4段階は、共同市場を基礎として構成国間で経済政策の調整がある程度行われることになる「経済同盟」である。第5段階は、経済政策が完全に統一され超国家的機関も設置される「完全な経済統合」である。上で述べた EU が EC と呼ばれていたステージを振り返ると、それは第2段階の「関税同盟」であり、1992 年には第3段階の「共同市場」に移行している。2002 年1月、ユーロ紙幣・硬貨の流通が開始され、単一通貨が実現された現在、第4の「経済同盟」が最も相応しい段階といえよう。将来、仮に、EU 憲法の批准問題などが解決し、加盟国間に経済政策が完全に統一された暁には、超国家機関も設置されることから、これは第5の「完全な経済統合」の段階といえる。表3が自明のように、第1段階は自由貿易地域の創設である。そもそも自由貿易論は国富論で著名な A. スミスにさかのぼり、古典派経済学者で比較生産費説を主唱する D. リカード、相互需要均等の原理論者である J. ミル、ヘクシャー＝オリーニ定理の E.ヘクシャー・B. オリーニたちの理論が深化し、今日の国際貿易理論が形成されたといえる。つまり、自由貿易は国民の経済的厚生の向上を目指し、保護主義は望ましくないと考えることを源としている。GATT とそれを引き継いだ WTO は自由貿易主義理論に依拠している。J. ヴァイナーは自由貿易理論との関係で関税同盟をどのように考えるべきかについて研究を行い、理論的解明を1950年、『関税同盟に関する問題』(The Customs Union Issue) として発表した。J.ヴァイナーは、関税同盟の効果を「貿易創出効果」と「貿易転換効果」の二つに分けて分析を行った。貿易創出効果とは、域内

の関税を撤廃することにより域内の貿易のほうが域外の国より相対的に有利になるため、域外の国から域内の国に貿易が転換されるというものである。J. ヴァイナーはこれら二つの効果を検討し、関税同盟は必ずしも経済的厚生を高めるとは限らないことを示した。J. ヴァイナーの理論をもとに、自由貿易協定、関税同盟の経済効果に関するさまざまなケースが検討され、自由貿易協定や関税同盟が経済的厚生を高めるのは一定の条件を満たした時のみと示されている。上に見てきたように、B. バラッサの5段階『経済統合理論』は折に触れ引用されるが、1962年に発表されたことから、21世紀の現在、当てはまらないケースもある得ることを心すべきであろう。

他方、国際経済学者の J. バグワティは、⁷⁾ 近年盛んになった自由貿易地域あるいは2国間貿易自由化について、関税同盟理論を駆使しながら、地域間や2国間貿易自由化の場合は域外国のみならず域内国も場合によっては経済的厚生が低下する可能性を指摘している。さらに、2国間貿易協定の場合は、それぞれが互いに異なる原産地証明規則などのルールを盛り込み⁸⁾、結果的には新たな貿易障壁となる可能性を示唆している。J. バグワティは、自由貿易が経済的厚生の最大化に資することは依然変わらないとしながらも、どのようなアプローチでいち早くそれに到達できるかが今日の最大の懸案事項であるとし、地域主義は GATT そして WTO の原則に反するとしている。また、近年の地域主義的傾向が世界貿易秩序の再構築を主張した内容となっていることに警告を発している。つまり、J. バグワティの指摘は、FTA と多国間貿易協定 (WTO という意味) とでは経済的意味がまったく異なるということを論じている。しかし、例えば、2005年4月発効の日本・メキシコ2国間自由貿易協定の場合、日本がメキシコと協定を結べない状況では、メキシコと既に協定を結んでいた EU や NAFTA を前にして日本企業への関税はあまりにも大きく、政府調達などにも入札できない弊害があった。このような場合、長期的な

経済統合や経済制度の収斂を目指すより、排他的貿易慣行を回避する一種の緊急避難的便法として FTA を活用することもあり得るのではないだろうか。J. バグワティ論に再度戻るが、FTA は協定国間での貿易自由化はたしかに促進するが、非加盟の第3国を排他的に取り扱うものであり、それらの国から低コストの輸入を停止させ、より高い協定国から輸入を増加させる貿易転換の意味から、消費者にとって損失もたらすと指摘している。さらに、拡大を続ける FTA の現状が、世界の貿易自由化に結びつかず、1930年代に経験したような選別的な経済ブロックの形成に通じるとの懸念を表している。終局的には、排他的貿易協定を目指すのではなく、全ての国に受入れられる貿易制度は秩序正しい自由貿易しかないということを J. バグワティが繰り返し主張している最大のメッセージである。

3. 東アジア共同体構想

(1) 背景と経緯

東アジアという地域概念を考える時、その文化や言語の多様性、さまざまな宗教、国民感情レベルにおける親近感のばらつき、国と国との連帯感の弱さなどがはじめに指摘される。その上で、1980年代後半を境に地域概念に大きな変化があったことを指摘する必要がある。それ以前には、日本でも、国際的にも、東アジアとは一般的に儒教文化圏を指すことであり、日本、中国、韓国、台湾、香港、東南アジアに至る地域を示す言葉として定着してきた。1985年のプラザ合意を受け、日本をはじめ韓国、台湾、香港、東南アジア地域の華僑などを通じて直接・間接投資が拡大し、経済中心の相互依存が深まった。これを契機に、単なる地理的名称に留まらず、経済・貿易面で、東アジア地域が形成された。より明確な地域概念の基盤となったのは、1997年12月にマレーシアで行われた ASEAN 非公式首脳会議 (ASEAN + 日・中・韓) であった。この会議に先立つ 1997年1月、橋本龍太郎首相がシンガポールで行った日本のアジアに対する政策演説で ASEAN+日本による定期的な首脳会議を提案したが、ASEAN 諸国は中国が参加しないことへの影響を懸念した結果、中国と韓国を含めた ASEAN+3 (日・中・韓) 首脳会

⁷⁾ バグワティ『自由貿易への道』ダイヤモンド社 2004年

⁸⁾ バグワティは、FTA の増加に起因するこのような現象を「スパゲッティ・ボール」と呼び、悪しきをもって、良きアプローチを駆逐するという意味で述べている。前掲書 pp.115-116

議が実現したという経緯がある。さらに、1997年にタイからはじまったアジア金融危機は、ASEAN+3をより実質的に形成づける契機となり、アジア共通の問題に地域として共同で取り組む姿勢が現在につながったといえる。1997年には、第1回ASEAN+3首脳会議が開かれ、次いで1999年の首脳会議では、東アジアにおける協力に関する共同声明が合意を見た。したがって、事実上の東アジア地域協力体制は、ASEAN+3を枠組みとして進められてきた。例えば、2000年のASEAN+3首脳会議では、アジア金融危機からの教訓として、危機が勃発した場合、これに対処するために域内の資金供与の枠組み、つまり「チェンマイ・イニシアチブ」を作ることが合意された。これを受け皿として、2国間の通貨交換（スワップ）協定が危機対処のメカニズムとして構築された。また、最近では、ASEAN+3を主軸に、アジア債券市場創設の構想が浮き上がっている。

1989年に発足した「アジア太平洋経済協力会議」（APEC）は、東アジア諸国に加え、アジアに安全保障や経済面で影響力を及ぼす米国が参加し、オーストラリア、ニュージーランドなどを含む太平洋諸国の閣僚が会する枠組みであったが、1993年のシアトル会議から首脳会議に格上げされた経緯がある。また、1990年には、マレーシアのマハティール首相がルック・イースト政策のもとに「東アジア経済協議体」（EAEC）構想を提案したが、米国抜きの枠組みに米国が強く反対し、EAECは実現しなかった。自由貿易や東アジア共同体を思考する際、アジアに強い利害を持つ米国の動向を無視することは現実に難しいとの現れである。これに対し、1994年、シンガポールのゴー・チョクトン首相は、アジア欧州会議（ASEM）を提案し、1996年には米国が参加しない枠組みが創設された。2005年12月の東アジアサミットについて、米国抜きの首脳会議に米国は一時高めた警戒感を和らげ、中国に対する存在感の過度な拡大や「米国外し」への懸念を払拭しようとの自助努力も見える。米国は、サミットの動静を注意深く見守るというスタンスを今のところ示している。

2002年11月初旬にプノンペンでASEAN首脳会議が開かれた。そこでは、ASEAN+3（日・中・韓）とASEAN+1（インド）の2つの域外首脳を迎え

た会議が個別に開かれた。また、同時に日・中・韓の首脳会議が開かれ、当時中国の朱鎔基首相から、日本、中国、韓国3カ国にまたがる自由貿易協定構想の可能性を探る初期研究グループを立ち上げる提案がなされた。小泉首相は、中国との自由貿易協定は中長期にわたる今後の課題とこれに応じ、関心を示さなかった。その後は、中国側から再度この議案が提案されることはなかった。中国がこの時点ですでに、日本を米国や日本に近い価値観をもつインドから、東アジア共同体構想形成のなかで分離させる心算であったという識者もいるが、日・中・韓首脳の再会が成立しない現実を考えると、日本が積極的な姿勢を内外、特に中国と韓国に示すべきであったと悔やまれる。とはいえ、これまでの流れを辿れば、ASEANをコアとして、主たる活動を経済や貿易に据えながら、日・中・韓が紆余曲折を経て「東アジア共同体」の構築へ向け、2005年12月の合意に達したことは評価に値するであろう。

（2）論点の整理

東アジア共同体構想の論点の1つ目は、その構成国をどこまで広げるか、あるいはどこまで絞るか、という本構想の基本的枠組みが議論され、2005年12月14日の首脳会議で、ASEAN+3（日・中・韓）の13カ国で決着がついた。このことは、破綻ではないものの、日本にとり当初提案した、インド・オーストラリア・ニュージーランドを加えた16カ国の成立を見ず、中国や議長国のマレーシアの提案に押された形で共同体が進められることとなった。中国側が、今回の結果を中国の意図する方向で事を運べるとみるか、あるいは経済的にリードする日本主導の共同体運営に警戒感を強めるか、現在は不透明であるものの、政治体制の違いから浮上する対立点が起きる可能性は十分にある。小泉首相の靖国神社参拝問題が解決すれば、日中間に横たわる他の問題も行く先が見えるというほど単純ではない。同じ共同体構想の構成に関する論点であるが、これまでのASEAN+3首脳会議では、ASEANが主導する政治プロセスの下で会議が進み、議題の策定や共同声明に関しても、ASEANから選出された議長国とASEANの色彩が濃かった。いわば、日・中・韓はあくまでもゲス

トであり、自らの会議に域外国を招待する形式で ASEAN の対外的権威や影響力を保持してきた。「東アジア共同体」が発足しても、ASEAN の枠組みはそのまま温存させるのが ASEAN の願いであろう。仮に、「東アジア共同体」は別の枠組みとする可能性が高いとすれば、ASEAN と新設の「東アジア共同体」との役割や共通文化圏をどのように定義づけるかを明確にする必要がある。

2 つ目は、共同体の枠組みを経済や貿易（FTA や EPA）に限定するか、あるいはそれ以上に踏み込んで政治や安全保障にも深化させる EU 型を目指すかが問われる。米国が事実上アジアにおける安全保障の役割を任じている現実を考慮すれば、日本が持つ手段は、経済外交に絞られるであろう。したがって、経済・貿易面を通じて、人や情報の交流を含めた経済連携（EPA）型が現実の姿であろう。しかし、これによって、米国の役割をどのように扱うかが解決したわけではない。シーファー駐日米大使は 11 月 30 日、「東アジア共同体構想を協議するため 12 月 14 日にマレーシアで開く東アジアサミットへの米国の警戒感が和らぎつつあると指摘した」⁹⁾と論評している。さらに、「中国の存在感の過度な拡大や米国外しへの懸念が払拭されつつあることを理由に挙げ、米国は会議の進展を静観する」としている。ここで慎重な配慮を要するのは、中国の軍事的拡大が進む中で、米国と中国の力学であろう。仮に、経済統合のみに絞れば、中国の軍事と経済の総合力が、東アジアを席捲するであろう。その一方、見過ごしにできないのは、米国の自由貿易に対する強い関心であり、NAFTA, FTAA に続いてアジアへの拡大を視野に入れていることである。米国が APEC に参加した動機は、アジア経済が米国なしには成立しないという経済面からの観点と、アジア地域は米国経済への依存度が依然として高いという事実によって裏づけられている。このような構図のもとでは、日本や ASEAN が中国をけん制することは、米国の国益にかなうという主張もある。

3 つ目は、安全保障問題である。冷戦が終わり、

アジアにおける国家間の戦争の可能性は低減されたといわれている。欧州の地域統合の出発点は、二度にわたる世界大戦の反省をもとに、二度と戦火を交えないという共通の政治的意思のもと、独仏が和解のプロセスを踏んで成立された。さらに、米ソ冷戦下での民主主義の浸透と定着があった。これが不戦共同体としての EU を形成させた原動力であった。しかし、域内で経済統合や単一通貨ユーロが導入されている EU でさえ、共通外交・防衛政策は十分に機能していないのが現状である。他方、東アジアでは異なった政治的・軍事的環境が存在している。例えば、政治体制を見ても、共産党一党の中国、独裁国家で核弾頭を匂わす北朝鮮（注：共同体には参加していないが、台湾が加盟すれば、中国の後ろ楯で、なんらかの介入が予測される）、軍事政権のミャンマーがある。片や民主主義国家の日本や他の加盟国が存在し、同じ「共同体丸」に乗船して共同生活を営むことになる。北東アジアでは、朝鮮半島や台湾海峡など軍事衝突の可能性を孕んでいる。中国は米軍のプレゼンスがアジアにおける平和と安定に貢献していることを歓迎はしないが認めている。中国は、米軍が台湾海峡有事への介入の可能性に対して緊張感をもって警戒している。とはいえ、中国は、東アジア内における有事の際、例えば、マラッカ海峡のシーレーンを中国の軍事力のみで管制はできないし、その意図もないであろうし、米軍勢力に依存することが現実の選択であろう。日本は、したがって、中国との対話の中で、日米同盟の根底に流れる軍事的意義を、中国と日本間で共通の認識として形成づけることが、日本の重要な役割のひとつである。さらに、台湾を実体のある存在として現実に機能していることを否定できないことから、台湾をどのようなタイミングで共同体に参入させるかについて、日本が主導的役割を自ら任じる意気込みが謝り外交を脱するきっかけにもなる。

4. おわりに

財務省発行 2005 年 10 月の資料 ¹⁰⁾によると、1985

⁹⁾「駐日米大使、サミットの懸念和らぐ」日本経済新聞 2005 年 12 月 1 日 13 版 p.8

¹⁰⁾ 出所：日本：財務省貿易統計台湾：Statistical Yearbook 2003 Edition, その他は IMF, Direction of Trade Statistics を基に財務省が公表した「アジア及び欧米各地域の貿易における域内国・地域シェア（2003 年）」

年における ASEAN5+日・中・韓・港・台の貿易シェアは 36.2%、NAFTA36.6%、EU53.8%であった。2003 年では、52.1%、44.5%、60.3%の伸びとなり、ASEAN+日・中・韓・港・台の成長率は、NAFTA や EU を凌いでいる。また、1980 年代から 2002 年まで 22 年間の間に東アジア諸国の輸出入を含めた対世界貿易は 7 倍に拡大し、日本の輸入全体の 40% が東アジア、輸出にいたっては 47%となっている。輸出入ともに 50%を超える傾向にあるという現実をふまれば、日本にとりアジアとの域内連携の必要性はますます増加するのは必至である。このような状況の下で日本がアジア地域と一体感を深めるために共同体を進めることは正しい選択である。ASEAN10 と日・中・韓は、東アジア共同体の編成に向けて動き始めており、それを押し留めることはもはや難しいであろう。

一方、自民党のマニフェストのなかで、東アジア共同体構想について、次のように既述されている。

「中国・韓国など近隣諸国との関係の改善強化とアジア『共同体』構想の推進、北朝鮮問題の解決。中国・韓国との未来志向型の連携を強化し、アジアにおける『共同体』の構築を推進する」。また、民主党は、「東アジア共同体の構築をめざします」、とある。両党とも、東アジア共同体構想には関心を示しているが、具体的な方法論の詳細については、紙幅の都合か、主張が見えない。しかし、両党とも東アジアを、特に中国を意識したマニフェストであることには間違いない。日本にとり、また ASEAN にとり、政治は共産党、経済は市場経済を追求する中国とどのように向かい合っていくかが、大きな課題であることは否定できない。その思考過程のなかで、日本はなにを残し、なにを捨てるか、名をとるか、実をとるかの戦略的な選択が必要である。

欧州は通貨統合に至るまでに 40 年を要したように、地域経済統合の形成は時間を要するプロセスである。今回合意の東アジア共同体が、軽量化された FTAA 構想のように後退しないよう、日本や中国をはじめ加盟国全てが自国の主張のみに固執することなく、東アジア全体の安全と繁栄に資する姿勢が肝心であり、そのように共同体が運営される仕組の構築が、加盟国の責務である。

参考図書・資料

- [1] B.バラッサ著 『経済統合の理論』
ダイヤモンド社 1963 年
- [2] 末廣昭『キャッチアップ型工業化論』
名古屋大学出版会 2000 年
- [3] 浦田秀次郎・日本経済研究センター『日本の FTA 戦略』日本経済新聞社 2002 年 p.75
- [4] 長谷川啓之編著『グローバル化時代のアジア経済』創土社 2004 年
- [5] J. Bhagwati, *Free Trade Today*, Princeton University Press. 2002.
バグワティ著、北村行伸・妹尾美起訳『自由貿易への道』ダイヤモンド社 2004 年 pp.115-116
- [6] 浦田秀次郎・日本経済研究センター『アジア FTA の時代』日本経済新聞社 2004 年
- [7] 経済産業省『通商白書 2005』株式会社
ぎょうせい 2005 年
- [8] J. Bhagwati, *In Defence of Globalization*, Oxford University Press, 2004
J.バグワティ著、鈴木主悦・桃井緑美子訳
『グローバリゼーションを擁護する』
日本経済新聞社 2005 年
- [9] J.バグワティ「自由化は WTO 軸に」日本経済新聞社 2005 年 10 月 17 日 p.25
- [10] 田中均「経済軸に機能協力推進」日本経済新聞社 2005 年 11 月 24 日 12 版 p.25
- [11] 畠山襄「域内 FTA を目指せ」日本経済新聞社 2005 年 11 月 25 日 12 版 p.33
- [12] 外務省「欧州連合について」外務省・欧州連合日本政府代表部 2005 年 p.4
- [13] 外務省ホームページ、2005 年 12 月 25 日
http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/keizai/eco_tusho/tpa/html.

(Received: January 10, 2006)

(Issued in internet Edition: January 31, 2006)